

津軽弘前藩の武芸(5)

—— 資料紹介 ——

太 田 尚 充

ま え が き

弘前藩当田流剣術

弘前藩当田流剣術の概要については、青森県剣道連盟が編集刊行した『青森県剣道史』の「第二章、青森県の武道遺産・古武道」の中で、小野派一刀流、卜傳流剣術等の古武道とともに、すでに述べられている。しかし、この書の編集上の性格から、これらの古武道に関して資料そのものまで紹介しているわけではない。

本稿での「弘前藩当田流剣術」は、本学教養部『文化紀要』第二十一号から第二十三号まで継続掲載した「津軽弘前藩の武芸」とほぼ同じ記述様式で、当田流剣術に関する資料の紹介を主要目的としている。

ただし、当田流剣術に関する資料についても、『古往万徳集』²⁾に出現する箇所はすでに本紀要で紹介しているし、刊本となっている『奥富士物語』³⁾や『津軽藩旧記伝類』⁴⁾『青森県史』⁵⁾等にも断片的ではあるが紹介されている。

今回本稿で紹介を試みる資料は、前記各書に記述されている当田流資料と多少重複するところはあるが、『富田流

『擊劍濫觴』や『要記秘鑑』における「師役之部」の關係部分、『高照宮御遺鑑』からの關係部分、それに当田流に関する「許状」等の卷子本その他についてである。何れも弘前市立弘前図書館所蔵の資料に基づいている。

注(1) 『青森県剣道史』は、青森県剣道連盟が創立三十周年記念事業のひとつとして、二年有余の歳月と約一万五千枚に及ぶ資料を駆使して昭和五十九年十一月十日編集発行した地方武道史である。発行当時、日本武道学会々々長であった今村嘉雄は「本書の史書としての強みは、武道史に関する先行文献ならびに東北各県、北海道の公立図書館、国立の国会図書館、公文書館、宮内庁書陵部等の關係史料を渉猟し、約一万五千枚の資料を踏まえていることである。以下略(昭和六〇・一・二四「東奥日報」書評より)」と高く評価している。B五判、一三七四頁。

(2) 『古往万徳集』。筆写本、弘前市立弘前図書館蔵。著者桜庭兵助正慶。成立は明和二年(一七六五)以前。

(3) 『奥富士物語』。藤原通麿の編集。明和二年(一七六五)成立。『青森県叢書第八・第九編』(青森県立図書館・青森県叢書刊行会編、昭二九・四、青森県学校図書館協議会刊)及び『新編青森県叢書(六)』(新編青森県叢書刊行会編、昭四八・一〇、歴史図書社刊)に収録されている。

一当田流に関しては、後者の書を例にとれば「巻四下」二四〇二八頁、「巻六」一四六一一四七頁に記述がある。

(4) 『津軽藩旧記伝類』。明治十年旧藩主の命によって下沢保躬、樋口建良、兼松成言等が編集したのが『津軽藩旧記類』で、その続編が『津軽藩旧記伝類』である。「津軽日記」「渡辺利容筆記」「奥富士物語」等多数の書から引用している。これが昭和三十三年六月「みちのく双書第五集」として青森県文化財保護協会から出版され、昭和五十七年十月には図書刊行会が復刻刊行している。

当田流に関しては、「巻七」「劔術之部」に当田半兵衛正吉（四〇九頁）、浅利伊兵衛均祿（四一一―四一七頁）の項に記述がある。「渡辺利容筆記」「奥富士物語」「浅利万之助由緒書」「貞享規範録」「工藤家記」「本萩」「喫茗雑話」より抜き書き引用している。

(5) 『青森県史(二)』。青森県編、昭和四六・六・三〇、歴史図書社刊。

当田流に関して二四四―二四七頁に記述がある。「浅利万之助由緒書」「古老遺譚」「浅利伊兵衛遺書」「本萩」より抜き書き引用している。

凡 例

一、原文にはないが、句点（。）読点（、）中黒（・）を施し、濁点を付けた。また適宜段落（改行）を設けた。

二、漢字はできるだけ当用漢字に改めたが、藝（芸）、劔（剣）、躰・體（体）等原文のニュアンスを生かしてそのままの漢字もある。

三、変体仮名・異体文字は、一部（略字、あて字、古字、慣用字「ゞ」等）を除いて仮名または漢字に改めた。

四、原文を損わないように、送り仮名、接尾語を付けたが、一般的に読めると思われる箇所はそのままとした。

また、読み難いと思われる漢字や仮名には（ ）に囲んで傍注とした。

五、文中の□□は虫害、もしくは判読不能の文字である。

(内題)

富田流劔術濫觴(写一)

夫レ本朝擊劔ノ術ハ、京八流1関七流2ノ餘派諸家ノ京師各一劔術ヲ称ス中ニ於テ、中條ノ一流アリ。後富田(とど)流ト称ス。

其ノ始源ヲ尋ヌルニ、文龜年間、相州鎌倉地福寺3ノ住僧4效音ナルモノアリ。身5浮屠タリトイヘドモ、其ノ性擊劔ヲ好ミ、日向州(とど)鶴戸ノ神社ニ詣リ6、左側ノ洞中ニ在リテ百日ヲ限リ劔術ノ精妙ヲ得ン事ヲ祈ル。限日ノ夜、其ノ神夢中ニ托シテ妙術ノ口決(くけつ)ヲ得ルコトヲ感得ス。是レヨリ刀術ノ士ト数々其ノ伎ヲ試ミルニ、皆(おん)靡然トシテ下風ニ立ツ。然レドモ身浮屠タルヲ以テ諷(おん)リニ説カズ、其ノ器ヲ得テ授ケント欲スル事多年ナリ。

效ニ同府ノ士、中條兵庫ノ助ト云ヒルアリ。即チ同



写(1) GK-789-45『富田流劔術濫觴』書出しの部分
弘前市立弘前図書館蔵

寺ノ檀越(だんおち)タリ。一時妓音和尚、中條ニ謂テ曰ク、小僧浮屠タリト雖モ、性甚ダ劍鎗ノ術ヲ好ミ、前年ノ鶴戸ノ神ニ祈リテ靈感ヲ得テヨリ、竊カニ武人ノ此ノ術長ゼル者ト鬪試ヲナス事数回、未ダ曾テ一次モ敗ヲ取ラズ。実ニ神妙ノ奇術ナリ。小僧此ノ伎ヲ以テ武人ニ授ケント欲スル事多年、未ダ其ノ器ヲ得ズ。徒ラニ是レヲ秘スルノミ。今君ヲ見ルニ、篤実ノ君子ニシテ真ニ英雄ノ器タリ。願ワクハ吾ガ術ヲ授ケント欲ス。何如(いか)ント云。

中條此ノ事ヲ聞キ深く喜ンデ拜謝シ、弟子ノ礼ヲ取リテ学ビ、遂ニ其ノ奥旨ヲ得テ精妙ニ至ル。妓音命ジテ武伎場ヲ建造シ、生徒ヲ集メテ其ノ術ヲ授ケシメ、中條流ト号ス。

門生ノ中、甲斐豊後守直則、傑出シテ其ノ精妙ヲ得タリ。

直則ガ門下、大橋勘解由左衛門某、端的(てき)ヲ得テ四世ノ師トナル。

時ニ越前浅倉(あさくら)候ノ部下、同國宇坂ノ莊一乗浄寺(じやうじ)邑ノ人民富田九郎左衛門某、大橋ニ随テ学ブト多年、其ノ術ノ妙ヲ尽シテ神ニ入り、竟ニ其ノ宗ヲ得テ中條五世ノ師タリ。

其ノ子次部左衛門、箕裘(しきう)ノ業ヲ継ギテ軽捷ノ術ヲ得テ妙手ニ至ル。

次部左衛門二子アリ。伯(しやう)ヲ五郎左衛門ト云ヒ、叔(しやく)ヲ六郎左衛門ト云フ。伯五郎左衛門眼疾ヲ患ウルヲ以テ叔六郎左衛門ヲシテ采地ヲ継ガシメ、伯五郎左衛門摘髮シテ清源ト号ス。

六郎左衛門、後ニ父ノ名ヲ襲ヒテ次部左衛門ト改ム。浅倉氏ノ国除カルムノ後、金沢候利家ニ仕ヒテ采地一萬三千五百石ヲ領シ、軍將トナリテ刀鎗ノ師タリ。文祿(ぶんりく)中(ちゆう)返秀次公(しゆじ)甚ダ武伎ヲ好ミ、金沢候ニ命ジテ次部左衛門ヲ召ス。

茲ニ於テ門生ノ上足、山崎六左衛門(やまざき)ヲシテ一女(めづ)ニ妻ハセ、采地ヲ継ガシメ、自ラ阪城ニ行キテ秀次公ニ教授ス。是レヨリ門生推シテ富田流ト称ス。六郎左衛門、後越後守ニ叙セラレ、朝散大夫ニ任ズ。即チ金沢産ノ祖(す)タリ。晩年台(たい)徳廟ノ台命ニ依テ江府ニ召シ、術ヲ授ケ奉リ、其ノ名天下ニ震フ。

次子宮内、台命シテ六千石ヲ賜リ、越後守ノ後嗣タラシム。

家弟左近將監⁽²⁾、次郎左衛門
実子ナリ後五郎左衛門ト号ス。亦神妙ノ術ヲ得テ金沢候ニ仕エ、三千五百石ヲ領ス。三子有リ、伯ヲ内匠ト号シ、仲ヲ小右衛門ト号シ、季ヲ次郎兵衛ト号ス。共ニ其ノ術傑出シテ精妙ニ至ル。三士ノ戦功史傳ノ記ス處ヲ見テ知ルベシ。

越後守門生ノ中姪、富田一放、長谷川宗喜、鐘巻自齋、各其ノ術ノ精妙ヲ得テ神ニ入ル。

一放其ノ伎ヲ入江一無ニ授ケ、後世一放流ト称ス。

宗喜ハ其ノ術ヲ以テ秀次公ニ仕エ、阪城ニ戦死ス。今猶長谷川流ト称ス。

鐘巻氏ハ處士タリ。生徒ニ授ルヲ以テ業トス。後其ノ術神ナルヲ以テ富田ノ姓ヲ許サル。富田外記通宗ト号ス。

門人伊藤一刀齋、精妙ニ至テ端的ヲ傳フ。一刀齋が門人神子神典膳、精妙ノ術ヲ得テ中條ノ秘決并瓶割ノ宝刀ヲ傳ヒ、推シテ一刀流ト号ス。典膳、後母党ノ姓ニ改メテ小野次郎右衛門ト号ス。術ヲ以テ江府ニ召サレ、五百石ノ采地ヲ賜ル。

故ニ世、山崎、長谷川、鐘巻ヲ謂テ富田ノ三傑ト称ス。是レ則チ富田一流、刀術ノ濫觴スル処如此。

富田半兵衛吉正ハ、其ノ父ヲ松田仁兵衛ト号シ、三百石ヲ領シ、武州忍ノ主阿部豊後守ニ仕テ近侍ノ士タリ。吉正ハ仁兵衛ノ長子ニシテ、少年ノ時松田甚五平ト号ス。性勇悍ニシテ義ヲ好ミ、臂力有リテ遊侠ヲ自得ス。後、事ニ因テ律ヲ犯シ、放逐ノ身トナリ、旧貫ヲ出テ越前ニ至リ、富田権太夫ニ就テ刀鎗ノ術ヲ学ヒ、竟ニ傑出シテ神妙ニ入ル。故ニ於テ権太夫一流ノ端的并宝刀ヲ授ケテ清源ヨリ五世ノ師トナス。

是レヨリ甚五平東都ニ出テ少年ノ士ニ教授スルヲ以テ業トス。当時、東都中東都ニ於テ由井正雪、柳生但馬守、小野次郎右衛門、富田甚五平ヲ刀術ノ四傑ト称ス。名声遠近ニ鳴ル。

故ニ正雪、吉正カ豪傑ヲ慕ヒ、奸事ノ領袖トナサント欲シ、常ニ来往シテ至交ノ友タリ。一時、正雪奸事ノ兆ヲ語リテ聊カ試ミタルニ、甚五平、本ヨリ義心鉄肝ノ狹者ナルヲ以テ却テ正雪ヲ諫メ、其ノ事ニ於テハ断然トシテ随ハズ。然レドモ、往來止ム事ナキヲ以テ、正雪発散ニ當リテ彼ガ親友タルヲ以テ衙門ニ召サレ考問ニ預ルニ、本末審詳ニ

陳述シテ屈セズ、猶依然トシテ東都ノ寓居ニ在リ。其ノ母此ノ事ヲ聞キ、大イニ驚恐シ、從者ニ命ジテ言ヲ傳ヒシメテ曰ク、价放逐ノ身ナルヲ以テ吾レ見シ事ヲ欲セドモ果サズ、价ガ事ヲ聞テヨリ鬼胎ヲ懷キテ昼夜放心セズ。速疾ニ東都ヲ躲避シテ遠國ニ行キテ迹ヲ隠シテ禍ヲサクベシ。命全ウスレバ則チ相見ズト雖モ、老母ガ悦喜知ヌベシ。數回ノ使者ニ及ブ。吉正老母慈愛ノ深キヲ感佩シテ、密カニ東都ヲ出テ東山道ヲ經テ弘前ニ來リテ潜居ス。

始メ人其ノ名ヲ知ラズ居ル事殆ソド一年、盤纏ノ余銀已ニ尽キテ外ニ半粒ノ助ケナシ。元來、吉正草書ノ能キ品タリ。故ニ寓居近側ノ少年等ニ習字ヲ教授シ、少シノ助ケヲ得テ僅カニ衣食ヲ供フ。此ノ時未ダ草書ノ法帖等ヲ学ブ者藩中ニナシ故ニ、遠近傳ヒ聞ク者皆其ノ様ノ書ヲ乞フ。藩士モ亦其ノ書ヲ学ブ者有リテ、竟ニ其ノ名ヲ知ラル。

是レヨリ就キテ刀術ヲ学ブノ士有リテ、武伎場ヲ起造シ、稍門生百余人ニ至ル。茲ニ於テ、吉正潜居ノ身タルヲ以テ東都ニ在ル時ノ名ヲ改メ、富ノ字ニハ點ヲ加ヘテ當ノ字トナシ、當田半兵衛ト称ス。

是レヨリ推シテ前代祖師ノ姓モ共ニ當ノ字ニ換却シテ嫡傳當田流ト称ス。由テ其ノ名藩中ニ震フ。君候ニ達ス。君候殿中ニ召シテ其ノ術ヲ見ルニ、真箇絶世妙手ナリ。即チ俸禄ヲ賜ヒ、随騎郎ノ官ヲ授テ劍鎗ノ師ヲ命ゼラル故、當田流ハ他邦ニ於テハ富田流ヲ以テ称セラルト雖モ通ゼザルナリ。北条宗雲記及ビ武芸小傳、劔術奇士傳等咸富田流ト称ス。文字ノ異ナルヲ以テ富田流ニアラジトスル事ナカレ。

浅利伊兵衛均禄ハ十五歳ニシテ吉正ノ門ニ入り、夜ヲ以テ是ニ繼テ苦学慣習幾ソド五年、十有九歳ニシテ其ノ伎大イニ成ル。後三年ニシテ其ノ術神ニ入レリト。茲ニ於テ、吉正先師ヨリ傳ル所ノ端の一些ヲ残サズ尽ク傳ユト云ヘリ。

均禄ハ豪傑ノ士タリ。

一戸三之助宗明(8)ハ浅利均禄ノ弟子ナリ。武藝ノ達人、殊ニ當田流劍術ヲ以テ名ヲ得ル。(47)信寿公ノ近臣タリ。公、師トナス。公未熟ニシテ其ノ極ヲ見ント誘フ。宗明對シテ曰ク、公ノ習練未ダ熟セジ。命ト雖ドモ奉ジガタントス。公止ム。或ル人一戸ニ諫メテ曰ク、子何ンゾ命ヲ背クヤ。一戸曰ク、吾レ何ンゾ命ヲ背カン。其ノ極ニ及バザル者許スベカラズトハ先師ノ戒メナリ。吾ガ謂フトコロニアラジ。公、今之ヲ先師ニ習ヒテ臣唯コレヲ傳フル者ナリ。然レドモ、先師ノ戒メヲ敗リテ私ニスル者ハ君ニ諂ウナリ。君今誤レリ。臣コレヲ正シ、吾レ何ンゾ命ヲ背カン乎。又、老ヒニ及ビ自ラ墳墓ヲ築キ、碑銘ヲ作り、以テ死ヲ待ツコト七年ニシテ終ル。一世英雄ナリ。

日向鵜戸大権現

慈音和尚

中條兵庫之助

甲斐豊後守直則

大橋勘解由左衛門

富田九郎左衛門

富田次部左衛門

富田五郎左衛門

後号清源繼箕裘之業雖得精妙從幼少患於
眼疾故讓家禄弟六郎左衛門自薙髮而遠遊

列國永祿三年庚申之秋歸越前旧莊起造武
伎場焉以刀槍之術而教授群生云

富田六郎左衛門

富田宮内

富田左近將監

富田内匠

同小右衛門

同次郎兵衛

富田一放

入江一無

一放門人也後世号一放流

山崎六左衛門

長谷川宗喜

鐘卷自齊

處士也被許富田姓富田外記通宗也以山

崎長谷川鐘卷称富田之三傑

伊藤一刀齋

神子神典膳

推号一刀流典膳後改姓名号小野次郎右
衛

富田内記

湯澤權右衛門

後被許富田姓号富田權右衛門

富田權太夫吉政

松田甚五平吉正

後換姓改富田半兵衛吉正元禄中死去墓有

真言最勝院嗣子後自殺死跡断絶

浅利伊兵衛均禄

命武伎師子孫相繼而盛也

渡辺治太夫利容

今李左衛門寛満

注(1) 京八流。『本朝武芸小傳。卷の六』(武道書刊行会編『新編武術叢書』昭四三・五、人物往来社刊)所収。

八六頁に「吉岡拳法。吉岡は平安城の人なり。刀術に達す。室町家の師範たり。兵法所と謂ふ。或ひと曰はく、祇園藤次といふ者、刀術の妙を得たり。吉岡之に就きて、其の技術を相続すと。或ひと曰く、吉岡は鬼一法眼流にして、京八流の末なり。京八流は、鬼一が門人に鞍馬の僧八人あり。之を京八流と謂ふなり云々

と。(以下略)とある。「鬼一法眼流」「京八流」については『武芸流派大事典』(綿谷雪・山田忠文編、昭四四・五、新人物往来社刊、一七八頁)や『図説日本武道辞典』(笹間良彦著、一九八二・一一、柏書房、二四四、二四五頁)に解説がある。

(2) 関七流。『武芸流派大事典』(既出、一七三頁)に「関東七流(剣)」について、「鹿島七流ともいう。流名は、良移流・鹿島流・香取流・本心流・ト伝流・神力粒・日本流——以上七流と伝える」と解説している。

(3) 相州鎌倉地福寺。綿谷雪著『増補武芸小傳』(昭四六・三、歴史図書社刊一四一〜一四四頁)の「中条兵庫助」の項で、「鎌倉に地福寺はない。これは臨済宗寿福寺の誤りだろう」としている。

(4) 妓音。本書の最後の伝系には「慈音和尚」とあり、『武芸小傳』にも慈音とある。前記『増補武芸小傳』で「念阿弥慈恩の疑問」という項で、この人物について検討している。

(5) 浮屠。佛教語。仏陀。ここでは僧侶の意。

(6) 日向州鶴戸ノ神社ニ詣り。宮崎県日南市宮浦鶴戸神宮に参り刀術の妙を得たという記述は『本朝武芸小傳・巻の五』(既出「中条兵庫助」の項六三頁)にもあるが、前記『増補武芸小傳』では、「これは愛洲移香の伝説と混同している」と指摘している。

(7) 口決。口訣とも。師が直接に云い伝えるべき秘傳。

(8) 靡然。なびき従う貌、様子。

(9) 謾り。もともとあざむく、あなどるの意であるが、慢りの意に用いている。

(10) 檀越。檀家の意。信徒を僧の立場から呼ぶ称。

(11) 甲斐豊後守直則。甲斐豊前守直則の誤りである。越前斯波家の老臣筆頭。

- (12) 大橋勘解由左衛門。大橋勘解由左衛門惟房、また高能とも称している。
- (13) 端的。佛教語。真実の意。
- (14) 越前国宇坂ノ荘一乗教寺。福井県足羽郡足羽町大字一乗谷字浄教寺。
- (15) 富田九郎左衛門。『本朝武芸小傳』『新撰武術流祖録』『日本中興武術系譜略』『擊劍叢談』(何れも『新編武術叢書』所収。既出)では富田九郎右衛門としている。しかし『増補武藝小傳』(既出)では『中条流系図』の九郎左衛門長家とあるのが正しい」としている。
- 本書では富田九郎左衛門を「中条五世ノ師」としているが、『新撰武術流祖録』では富田家祖、『擊劍叢談』では「始めて富田流を唱ふ」としている。
- (16) 富田次部左衛門。富田治部左衛門景政のこと。
- (17) 箕裘ノ業。父祖の業のこと。
- (18) 伯は兄、叔は弟。
- (19) 山崎六左衛門。重政、後の富田越後守である。富田の姓は富田治部左衛門景政の一女と結婚したときに譲られたものである。
- 本書では富田六郎左衛門と山崎六左衛門と混同している。「六郎左衛門、後越後守ニ叙セラレ」とあるが、この六郎左衛門は山崎六左衛門の誤りである。また、「六郎左衛門、後ニ父ノ名ヲ襲ヒテ次部左衛門ト改ム」とあり、前田利家の一万三千五百石を領したことになるが、この部分は山崎六左衛門で後の富田越後守と混同している。
- (20) 朝散大夫。従五位下。慶長六年九月、下野守に任じ、後に越後守に改めている。

(21) 金澤産ノ祖。いわゆる当時の越前富田家の祖という意。

なお右の(19)(20)については、『増補武芸小傳』(既出)一四四―一五〇頁に詳しい。

(22) 家弟左近將監。山崎左近將監景成のこと。家弟というのは山崎六左衛門(後の富田越後守)の弟という意である。本書では「次部左衛門実子ナリ」としている。

左近將監は父山崎弥三兵衛景邦に中条流を、富田治部左衛門景政に富田流を学んで富田流三家の一と称されたという。『増補武芸小傳』(既出)一五三頁参照。

(23) 中姪。

(24) 富田一放。『本朝武芸小傳』(既出・六八頁)に「富田越後に従ひて其の宗を得たり。入江一無、其の伝を継ぐ。今推して一放流と曰ふ」とある。

(25) 長谷川宗喜。『本朝武芸小傳』(既出・六八頁)に「山崎(左近將監)と其の名(声)を同じくし、富田流の奥秘を極む。(中略)一日秀次公長谷川を召して疋田文五郎と刺撃を為さしめんとす。宗喜貴命に応ず。疋田固辞して敢へて勝負を為さず。宗喜の末流今猶世に存す。之を長谷川流と称す」という。

(26) 鐘巻自斉。『本朝武芸小傳』(既出・六八頁)には鐘巻自斉とある。同書に「富田流の秘極を悟る。神妙を得、山崎・長谷川と其の名を斉しくす。世の人山崎・長谷川・鐘巻を謂ひて富田の三家と為すなり。自斉が末流今猶諸洲に在り。鐘巻流と曰ふ」とある。

「富田ノ姓ヲ許サル。富田外記通宗ト号ス」とあるが、『本朝武芸小傳』では「伊藤一刀斉」の項(六八頁)に、「景久は鐘巻外他通宗に從ひて劍術に達す云々」と、同じ富田でも外他と表記している。『増補武芸小傳』(一五四頁)に、著者綿谷雪は鐘巻自斉の補足をし、その中で「名は通家とも通宗ともあり、また外

他姓も用いた」としているが、本文のように「とだ」姓を用いるにしても「富田外記通宗」であったかどうかについては疑問が残る。

(7) 伊藤一刀斎。『本朝武芸小傳』（既出、六八頁）に「伊藤一刀斎景久は伊豆の人なり。鐘巻自斎に従ひて中条流の刀槍の術に達す。精妙を得たり。（以下略）」とある。

(8) 神子神典膳。『本朝武芸小傳』に「神子上典膳忠明」とあり、神子神は神子上の誤りである。なお同書六八一七三頁に詳述している。

「中条流系統の刀術のなかで、後世、もっとも広くおこなわれたのは一刀流であった。この流は柳生新陰流とともに永く徳川將軍家に採用され、刀術中でも格式高いものと評価され、時代とともに多くの支流を生んだ」（『増補武芸小傳』一五六頁参照）それだけに研究者も多い。『武芸流派大事典』（既出、一三三—一三四頁）『図説日本武道辞典』（既出、一七三—一七五頁）『増補武芸小傳』（一五六—一六九頁）等によくまとめられている。

弘前藩第四代藩主津軽信政・五代藩主津軽信寿はとくに一刀流に秀れ、免許皆傳であった。

(9) 旧貫。もとの領地の意。

(10) 富田権太夫。富田権太夫吉政については不詳。

(11) 五世ノ師。富田清源⁽¹⁰⁾—富田内記⁽¹¹⁾—富田権右衛門⁽¹²⁾—富田権太夫⁽¹³⁾—^{五代}当田平兵衛吉政。

(12) 正雪奸事。いわゆる慶安事件のこと。

(13) 発散。発覚。あらわれること。

(14) 价。爾に同じ。

- (35) 鬼胎。おそれ。心配すること。
- (36) 躲避。身をかわしてのがれること。
- (37) 感佩。かたじけなく心に思うこと。
- (38) 盤纏。旅費。路用。
- (39) 習字ヲ教授シ。本書には珍らしく頭注があり、それには「吉正ハ先師留書ニ無筆文藤トアリ」と記している。
- (40) 稍門生百余ニ至ル。次第にふえて漸く百余人となる。
- (41) 嫡傳。師から直接傳授をうけること。
- (42) 真箇。果して。
- (43) 随騎郎ノ官。騎郎は騎を司る官名で、弘前藩の馬廻組頭に当るのであろうか。これに随ふの官であるから本人は馬廻組所屬ということになる。
- (44) 感。ことごとく。すべて。
- (45) 是。夜に日に継いでの意と考えられるが「是」の漢字は不詳。
- (46) 一些。少しも。
- (47) 名ヲ得ル。名声、評判を得る。
- (48) 「一戸三之助宗明」に関する記述は『津軽名臣傳』（『津軽史第十三卷』昭五八・三、青森県文化財保護協会刊、所収、三九四頁）と殆んど同一文体である。

2、K-209-2『要務秘鑑』師役之部



写(2) K-209-2『要務秘鑑』師役之部「宝曆十四年六月四日」「明和七年八月三日」の部分

弘前市立弘前図書館蔵

『要務秘鑑』の「師役之部」から「当田流」の師範や門弟その他に関する記録を抜き書きする。

○宝曆十四年（一七六四）六月四日。（写2）

- 一、御馬廻須藤忠兵衛申し立て候。御馬廻浅利清蔵門弟劔術稽古之儀、同人藩中が相止め罷り有り、猶又嫡子伊八郎忌之内稽古相止め候而は暫し中絶ニ付、免許之族見^み鑓^やり仕り門弟稽古仕らせ度く、同人忌之内ニ付私々奉伺旨申出之。伺之通被仰付之。

○明和七年（一七七〇）八月三日。

- 一、浪人小泉好七儀、浅利万之助門弟ニ而太刀・居合致皆傳候ニ付、諸組足輕共江致指南度き儀、先^{せん}達^だ而願之通り申し付け候。依之、両術とも未だ何

方江も入門不致者ども之内、望みの者も有之候へゞ好七方江も致入門稽古候様。猶又稽古中の分之儀ニ而も物入等無之様致す可き旨申し出候ニ付、組々足輕共、透々(すき)勝手次第致し候様。此の旨類役中に長柄奉行中迄一統被申合、組々足輕共江無急度向寄御申付可有之候。右之通御旗奉行口達書相渡之。

○寛政三年（一七九一）二月十七日。

一、御手廻浅利万之助申し立て候。此の度劔術高覧被御出候処、去年三月より八月まで大病相煩ひ、今以て(よか)疔と快氣不仕病氣ニ而罷り有り候。依之佐田長吉郎儀祖父万之助門弟ニ而皆傳仕り、今以て折に導場江罷り越し打太刀等仕り罷り有り候。依而同人先年無調法御免被仰付、高覧之節打太刀仕らせ度き儀、願之通り被仰付之。但し、長太郎儀は佐田長左衛門親ナリ。

○天明九酉年（一七八九）正月御家中兵学并武藝師範之面々書出候之様被仰付。左之通。

△浅利万之助申し出候。

一、曾祖父浅利伊兵衛儀、延宝三卯年（一六七五）七月廿五日、當田流劔術當田甚五兵衛が皆傳仕り、其の節申し立ての上指南仕り罷り有り候。

一、祖父浅利万之助儀、親及び老年門弟一戸三之助江相傳仕り、其の後三之助が享保九寅年十一月廿四日、當田流劔術伝来相濟み指南仕り罷り有り候。

（享保九年は辰年で一七二四年。寅年は享保七年で一七三二年、何れかの誤りである。）

一、父浅利清蔵儀、右万之助が宝曆三酉年（一七五三）正月十一日、當田流劔術傳來仕り指南仕り罷り有り候。

一、私儀、親清藏の宝曆十二未年二月十二日、當田流劔術傳來相濟み指南仕り罷り有り候。此の段申し上げ候。
 (宝曆十二年は午年で一七六二年、未年は宝曆十三年で一七六三年、何れかの誤りである。)

△今左衛門申し出候。

一、當田流劔術、延享元年(一七四四) 渡部次大夫の皆傳、指南仕り候。

一、鑓宝藏院流十文字、延享四卯年(一七四七) 堀口安兵衛(の) 皆傳、指南仕り候。

一、居合・棒、寛保四子年(一七四四) 田中弥兵衛の皆傳、指南仕り候。

○明和九年(一七七二) 書出之内

師範相止候面々

一、齊藤次郎右衛門申し立て候。

私儀、當田流太刀并林崎神夢想流居合竹林藤藏方の不残皆傳、安永三年(一七七四) 申し立ての上同人門弟取り扱ひ罷り有り候処、同十丑年(一七八一) 導場大破に及び取り毀し、伺の上当分師範止め罷り有り候。此の段申し上げ候。

一、戸田興左衛門申し出候。

親茂兵衛儀、當田流太刀成田兵左衛門方の享保十八丑年(一七三三) 五月皆傳仕り罷り有り候処、延享三寅年(一七四六) の指南仕り候。

一、本覚克己流之和、親茂兵衛儀、川元貞右衛門方の享保六丑年(一七二二) 八月皆傳仕り、延享三寅年(一七四

六) 〆指南仕り罷り有り候処、私儀ハ親茂兵衛〆明和四亥(一七六七)九月、二流共皆傳仕り候処、安永六酉年(一七七七)八月親病死仕り候ニ付、病死後私指南仕り罷り有り候処、導場数年ニ罷り成り候ニ付大破に及び、少給の私如何様とも修復仕り兼ね、天明二寅年(一七八二)九月導場取り毀し申し候ニ付、指南相止め罷り有り候。御尋ねニ付此の段申し上げ候。

注 以上の分は弘前市立図書館編『津軽覚え書』(昭和四九・二、弘前図書館後援会発行、一七三二一八八頁)に記載されている。

〇文化七年(一八一〇)武藝出精之面々書上候様被仰付候所、左之通申出候。
一、 劔術。浅利鉄藏申し出候。

門弟外崎久太夫明和五年(一七六八)入門。

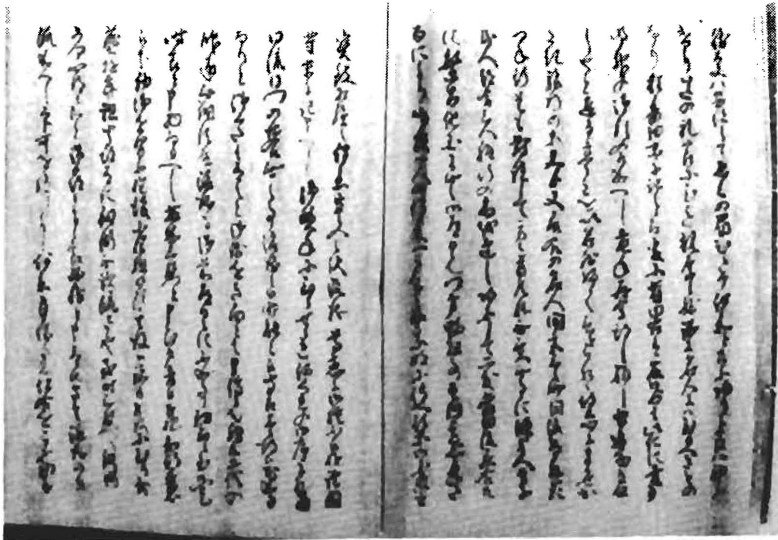
永田左十郎同 七年(一七七〇)入門。

岡本形七 安永二年(一七七三)入門。

何レも皆傳相濟み申し候。

3、(1) K I 289 | 47 『高照宮御遺鑑』巻第五 弘前市立弘前図書館蔵

85 〇「太刀當田流(つたり) 附 二代の師行跡」より



写(3) K-289-47『高照宮御遺鑑』巻第五「太刀當田流附二代の師行跡」
右側終りから2行目後半「門弟夥敷事其内其器秀たる……」の部分
弘前市立弘前図書館蔵

(当田流制衛) 門弟夥^(写3)敷しき事、其の内其の器量秀でたるにより唯授

一人の傳來、一戸三之助宗明に傳へ、行く末御国の御

重寶と相續致し候。伊兵衛罕人候の訳、流儀尊慮に御

捨て遊ばれざる證因等末に記し申すべし。御晩年に至

らせられ何くれの御序に歿、同流同門の仕合これ無き

事、流儀の筋、能々聞き召し上げられ候得バ、尤も成

る事なりと御意も之有りと御側近き面々も申し傳え候

也。然れ共二代の師匠無調法故、流儀も御前道具に成

らざる事残念の至り、只是れ時節と申す物なるべし。

藤岡三左衛門と申す江戸者召し抱えられ、知行三百

石下さる。初め御近習小姓、後に小姓組の頭、其の後

ハ諸手物頭に至り、武藝遊藝の程聞こえ有るに、劍術

ハ無敵流とかや。或る時三左衛門ハ劍術如何心得候哉

と御尋ね下され候節、必勝と申し上げ候由。

さて、流儀の立派成るべし。印可を極めしよし。伊

兵衛の導場へ来て仕合ひをこふ。初手に成田新兵衛と

申す人、是れハ時今外扱へ入れ候者、先づ此の未熟を

出し候由。惣じて弟子稽古一辺致させ、奥迄すぎと見

せ、扱て新兵衛と仕合ひ候時、三左衛門、新兵衛が打太刀を受け留め、少し透^(透)有る所を重ね打ちにひしぎ、新兵衛はひらくものごとく打ちふせられしと也。其の手際、如何様^(いかさま)多年の稽古無敵流の印可とも云ふべし。

伊兵衛にはたへを合はせんと云ふ。安きほどの御事、太刀大小木刀差し出せば其の内打ち振りて、持参も候へども是れに致すべしとて木刀の太刀にて待ち懸り候時、又、伊兵衛の申し分、拙者ハ罕人者、縦えバ底付き一命に及ぶ共其の分の事^(事)候。其の所御心まかせ、御いとひ成られ間敷候、御勞の御心遺ひにてハ成られ悪く御座候。必らず右の通り御心得成られべく候。但し御身へハ少しも隙申し間敷候。御傍に召し仕へられ御用繁、御近臣随分心得致し候間、御氣遣ひ成られ間敷候。但し勝負極め候上ニも無理成られ候ハゞ当て申すべく候。自然^(じふん)御無理成られ底・病に及び候ハゞ此方稽古所に之無く、必らず御怪我成られまじく候。無理成られず候ハゞ少しも当て申しまじく候由申し断わる。

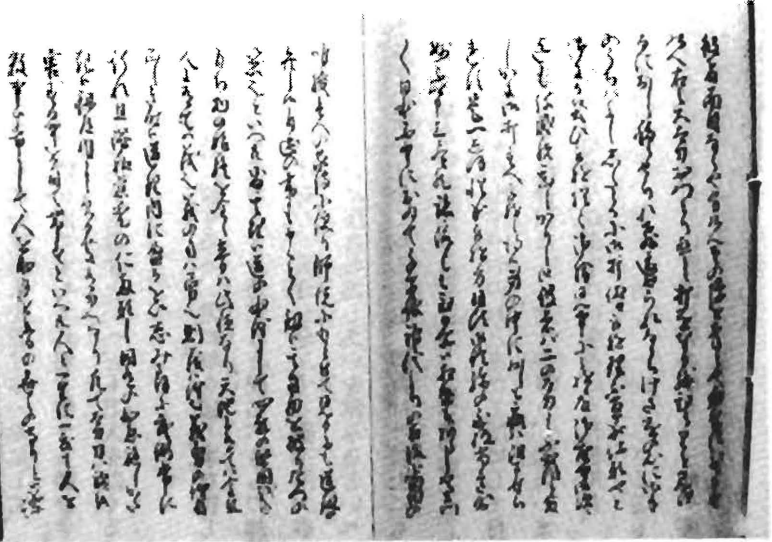
二三本皆手とらへに事済みぬ。此の節も伊兵衛ハ太刀迄もなく、平生養生として桑の木にて五六寸ばかりの木の端をつや能くけづり持ちたるにて、三左衛門打ち出し候太刀を鳥渡留めなバ、手とらへ、少しもこゝにおゐて無理成られ候ハゞあて申すべき由申し候得バ、至極^(至極)して帰り候由。其の外伊兵衛生涯の名譽、あぐるにいとまあらず。

注、右は「太刀當田流 附 二代の師行跡」の後半に当る部分で、『文化紀要』第二十二号、六十一頁に続くべきところである。

(1) 唯授一人に關し、同書に次のように記している。

「唯授一人の掟、天下に一人より外ハ印可ハ不傳來候。先師よりの掟にて、其の器に相當る弟子なきに至てハ、たとい極意傳秘絶え果て候とも傳へ不申事他流に格別成る事」

- (2) 浅利伊兵衛均禄が窄人に至る過程については本学教養部『文化紀要』第二十二号（五四―五六頁及び六一―六二頁の注）に述べた。
- (3) 流儀尊慮に御捨て遊ばれざる證因。
各流儀の武芸高覧（藩主の武芸検閲）に当っては、他流とでなく同流同志による仕合いが藩主の方針であった。他流との仕合いでは遺恨が残るとの理由からである。しかし当田流当田半兵衛は、同流同志の仕合いは当田流の掟によってできないと最後までこれを拒否し続けた。いわば藩主の方針に従わなかったのである。そのため遂に当田流はその後の武芸高覧に浴することがなかった。かといって藩主信政は当田流を排除したわけではなく、他藩への流出や後継者についてむしろ憂慮していたのである。その証拠に、別の箇所に「然れども流儀の名誉へ、明君故御知り抜き遊ばされ、より永く御国（弘前藩）に止る如く遊ばされしと也。上方（かみがた）にて数年有りし内、餘多の弟子有りといへども傳を継がせず、御国に於て浅利均禄兵法に心然を尽し、皆濟せり」との記述がある。
- (4) 当田半兵衛吉正と浅利伊兵衛均禄の両名のこと。
- (5) 武器（槍・長刀・太刀・刀など）のことであるが、こゝでは藩主の稽古する武術という意。
- (6) 無敵流。『御遺鑑』巻第八にも記録があるが、藤岡三左衛門とともに不詳。
- (7) 奥迄すぎと見せ。「すぎ」はすっかり、残らずの意、当田流の手の内を残らず見せたということ。
如何様。確かにの意。
- (8) はたへ（膚・肌）。刀身の表面、刀剣の地肌、こゝでは剣による勝負のこと。
- (10) 安きほどの御事。たやすい事の意。



写(4) K-289-47『高照宮御遺鑑』巻第六「忍術・劔道」の右側終りから2行目の中頃「諸流ニても至る所ハ相違も阿らしや……」の部分

弘前市立弘前図書館蔵

(11) 其の分の事。分量。程度。たゞそれだけの事とい

う意。

(12) 自然。若しもの意。

3、(2) K-289-47『高照宮御遺鑑』巻第六

弘前市立弘前図書館蔵

○「忍術・劔道」より

諸流⁽⁴⁾ニても至る所¹ハ相違もあらじや。まづまづ日本
 国中におゐて千早振る神代よりの古流^(流)當田の唯授一人
 の家傳^(傳)に便り師説^(説)にもと付いて見るにも、道劔^(劔)の弁じ
 候自述の書にも申すごとく、劔^(劔)ハ其の用物を破りたつ
 の器也といへ共、則ち其の理^(理)ハ道の本体にして心形^(心形)の
 堅固をたまち、物の始終を全く立つるハ此の徳なり。
 天地に有りてハ全氣^(氣)、人に有りてハ義也。義の用ハ勇
 也。⁽¹⁰⁾則ち義ハ体也。⁽¹¹⁾義勇の体用正しき時ハ道理内に盈
 るを以て志みさほ⁽¹³⁾に武術常に行はれ、且つ温和慈愛の

仁恵形し、固有の知恵施しがたきハ劔道内に欠くる處有るゆへなり。凡べて太刀・刀ハ敵を害する事を司りて帶すといへ共、人々一生に一度も人を殺す事ハ希にして、人を助け身立つるの世々の守りとハ成るにこそ玉へ。劔徳の餘光甚だ大なるハ、鞘を出でずして外邪を制する勢ひきふに餘り有り。然れ共惡を罰するに止む事を得ずして發する時ハ、其の時に中ては吾人を殺すといへども万人を助くる。其の用法みがゞざれば日用万事に其の勢ひ長じがたし。其の用又照しがたし。

又、道祖の理に反するハ、常に物を破り事を損じ、猥りに鞘を出でゝ人を害し物を制するに似たりといへども、邪惡ハ弥増に起り来たり、身乃守りと成るべきもの却而我に質を招く。其の勢ひ速やかなるに似て勢ひ却而断滅す。強也といへ共くぢけ安し。天命を全ふする猶不得大事なるかななどゝ頭し置きしごとく、惣じて仕合ハ道体の劔の用法なれば、人と互ひに稽古の為しあいを試みるといへども、本意ハ人を痛め人を害すべき為に物するにあらず、共に其のまことの所を仕合て見る迄也。勝負付け候上にも、敵無理に懸かり、又、幾度も打ち懸かる共名人ハそれと戦ふまでもなく、おさへおさへて犯されず。猶其の勝を示し、負のなき處の至極を致して見せ置く上にも、非分に邪勇を働ぎ、其の身に怪我を仕出すハおのれとあたる所にして自殺也。尊慮本より神武の御徳備えらせられ、劔術に限らず、日用万事において天地神明にして物を押移り、端末いまだ見へず、変動常なく、敵に沈みて転化すと申すごとくの遊ばされ方、こゝに初まりぬ御事に御座遊ばされ候得共、一入一入彼者と遊ばされ候。御仕合の御容躰ハ、愚か成る目にもさへぎる所にして、功者ハ猶し、一向至らざる者も眼前に及ぶ所故、今更はじめて遊ばされ候事のように感じ奉るも、却而以て勿躰なき也。山鹿素行軒の師も、一能一藝の勝れたる有るハ一曲の士也と有とぞ。

注(1) 諸流ニても至る所。各流派にかゝわらず武道の極めるところ。

- (2) 便り。よりどころとして。
- (3) 道劔。天の理法としての劔術。
- (4) 用。柳生宗矩は『兵法家傳書』上巻の序の書き出しで「兵は不詳の器なり。天道之を惡む。止むを獲ずして之を用ゐる。是れ天道也」と『老子』第三十一章偃武の一節を引用している。こゝでの「用」は右のような意味に使っていると思われる。渡辺一郎校注・『兵法家傳書』(一九八五・八、岩波文庫) 一九頁参照。
- (5) 物。本来の生命力。
- (6) 道。人の修むべき真理。天下の道。
- (7) 心形。心身の意か。
- (8) 全氣。天地の間を満たすと考えられている自然現象の本体。例えば万物を生育させる精氣、自然界がかもし出す氣配など。
- (9) 義。「五常」の一つ。道理にかなったこと。
- (10) 義の用ハ勇也。義をはたらかせるものは勇であるの意。
- (11) 義ハ体也。義は徳の実体、本体。
- (12) 体用。実際に運用すること。
- (13) 志みさは。志操。心に固く守っていること。
- (14) 仁恵。人に対するいつくしみ。
- (15) 固有の知恵。劍の修行者としての是非善惡を分別する心の働き。
- (16) 玉へ。(賜へ、給へ)授け与える、或いは下されているの意。こゝでは、人を助け、自分の志操を立て、

世の守りとなるように天から賜っているの意。

(17) 劍徳の餘光。余光は日没の残りのあかりのことであるが、こゝでは劍の修行によって身につけたほのかる(ぎらぎらしていない)徳の栄光と考えられる。

(18) 発する時ハ。劍が鞘を發する時ハ。

(19) 用法。劍の技法、心法。

(20) 其の勢ひ長しがたし。「其の」は徳を指し、「勢ひ」はとくに意図したり、たくむこともない自然の働きを意味する。即ち劍の技法・心法を磨かなければ、おのずからほとぼしり出る徳も、一層大きくなることはない。

(21) 其の用又照しがたし。「其の」は「劍」を指している。即ち、いついかなる場合に劍を抜くべきであるか(用)、是非善悪を分別する心の働きも明るくならない。

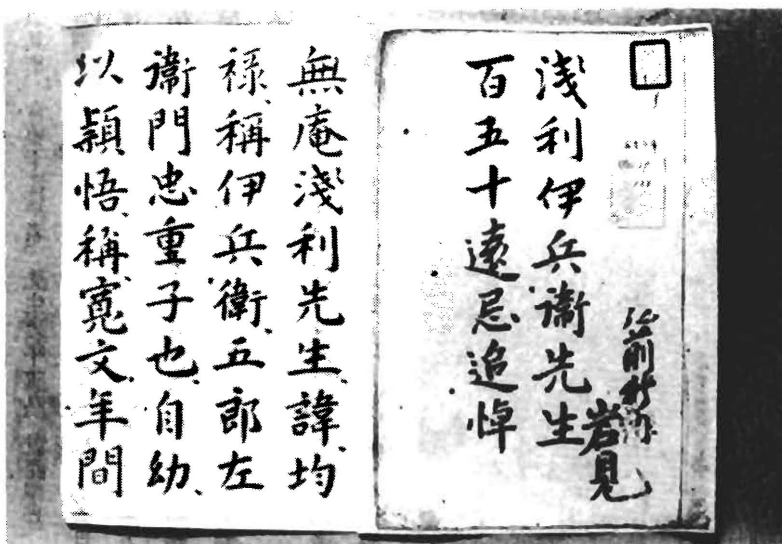
右の一節は「劍」と「徳」、或いは「技」と「心」は一如一体であるべきとする考え方を強く主張する箇所である。

(22) 質を招く。質は約束を守る保証として預けるものであるが、こゝでは劍の徳を失うという意味と考えられる。

(23) 道体の劍。天の道をあらわす実体としての劍。

(24) 天地神明にして物と押移り、端末いまだ見へず、變動常なく、敵に沈みて転化す。柳生宗矩著、渡辺一郎

校注『兵法家伝書』(既出)の「解説」に、柳生家文書の整理過程で発見されたという三つの呈論のひとつである「寛永四年十二月、鍋島紀伊守元茂の兵法者以思無邪しむじや為本」について述べているが、「思無邪」の中に「兵書に曰く、天地神明にして物と推移し、變動常なく、敵に因て転化す」と出ている。いかなる兵書であるか調べ得なかったが『御遺鑑』の著者もこの兵書を読んだか、或いはこの箇所だけ伝え聞いていたものであろう。



写(5) GK-289-186『浅利伊兵衛先生百五十遠忌追悼』表紙と引き出しの部分
弘前市立弘前図書館蔵

『高照宮御遺鑑』巻第六「忍術劍道」の項は、後半に藩主津軽信政の剣に関する考え方を示しているが、全体としては「当田流剣術」の武芸思想論とも云うべきところである。本稿は資料紹介に重点をおいているので論議については別の機会にゆずるが、充分検討したいところである。また、『高照宮御遺鑑』の著者は『文化紀要』第二十三号に述べたように「渡部后利容」である。この人物は、GK-789-45『當田流劍術濫觴拾書』の最後に記述している流儀伝系の中の「渡邊治大夫利容」といかなる関係にあるのか。恐らく同一人物ではないかと思われる。本書において、とくに當田流や浅利伊兵衛均禄について繰り返し述べているのも著者自身が當田流の皆傳者であったためではないかと考えられる。

4、GK-289-186『浅利伊兵衛先生百五十遠忌追悼』

筆記本 弘前市立弘前図書館蔵

(写5)
無庵浅利先生、諱、均禄、稱伊兵衛、五郎左衛門忠

重子也、自幼、以穎悟⁽¹⁾、稱、寬文年間松田半平吉正、來仕于我藩、吉正傳中條氏及當田氏之劍法、稱清源第五世之統、以其術、嘗鳴于江戸者、先生方年十五、就而學焉、刻苦汗勵、三五年向其術已入神、吉正大喜、遂以清源以來師々所傳割鍋寶刀、并、中條氏端的之秘授之、以為第六世之統、先生自是、益用心於此術、且欲廣尋天下有名之人、以試其技、元祿初年、陽、負罪、拋官祿、脫身、歷遊四方、當時常州鹿嶋、有鳥西藤左衛門者、亦傳中條氏之劍術、以神流、稱海內無雙、乃往而訪之、一見神契、決當流之同異、遂相約為兄弟云、先生又嘗學新夢想拔刀術、于常井直則⁽³⁾、得林崎氏七世之正傳、於是、聞紀州若山、有田宮三之助⁽⁴⁾、以此術、稱雄、往而叩之、亦見推服、既向歸藩、教授子弟、多年、諄々不倦、

先公、嘉其志操、命復仕籍、為武技師、前後入門者、凡一千五百有餘人、以享保三年戊戌十月念五日、沒、壽六十有三、先生為人、疆毅而⁽⁷⁾、忠實、其行事多傳于世、嗚乎可不謂豪傑之士哉、其六世之孫、萬之助均致、君繼箕裘、仍為



(写6) 川村直良の招魂碑「榴竈川邑先生之魂」
とあり台座はない。高さ約80cm、幅約40cm、厚さ約15cm。
弘前市西茂森町「白心山天津院」昭和61年8月18日撮影。

武技師、今茲值先生百五十回忌辰、門人相議、請君、肄業⁽⁸⁾、捧其所執之木刀于額顛⁽⁹⁾、欲以表報本之意、且祈冥助焉、君難違其意、來謂予曰、世人為其先師揭額薦福、率⁽¹³⁾、以為誇耀之資、僕、所不欲也、但吾祖之苦心、盡力、愈進而愈不已、僕驚駭⁽¹⁴⁾、欲學其萬一而、未能、是可耻己。子其為吾叙其梗概、庶幾有所自警、俾後生勉進亦有以奮發勵焉、予曰善哉、詩云莫懷爾祖聿修厥德⁽¹⁸⁾、君之謂矣、遂書以應請云、

慶應三年丁卯九月

稽古館儒員

川村直良 謹撰(傳6)

浅利萬之助均致門弟

林 與三郎清身

佐田靱頁庸久

光股東九郎清久

外崎甚助方正

石田七郎次元安

市川千代助正為

廣田千藏弘直

三上直衛助素

野呂三藏景行

小友千賀之助貞行

長尾定八統義

佐田大之亟 庸

竹内文彌胤正

岩淵興助繁之

榊 友次郎年則

永田彦作豐榮

石岡瀧五郎茂久

笹森亦兵衛建幹

栗山與右衛門則賢

乳井榮助建朝

石岡久之進庸行

千葉相良胤任

花田岩五郎廣直

鹿内伊右衛門福妥

伊藤鉄之助裕正

市川吉太郎久則

齋藤乙次郎房勝

伊藤覚左衛門裕勝

對馬幸吉正直

深堀寅吉時之

浅利多作均慶

外崎直太郎善正

奈良忠作福忠

花田小右衛門茂勝

成田傳作久武

梶川謙太郎正武

山口浅之助友正

七戸捨藏用行

中村宗三郎清貞

橋本治右衛門永嘉

櫛引勝次郎叔厚

唐牛吉藏貞行

田中元一定行

石井米彌正之

山本勝彌本明

小村半之亟昌定

種市運次郎忠之

石岡常次郎茂常

山崎得一清惠

柿崎攸之助玄允

佐藤徳三郎定清

外崎定藏則正

櫛引準次郎俊行

間山文八好忠

石岡喜作茂善

齋藤清司金行

成田喜代松祐好

光股岩吉清重

梨田祐作清祇

山口左吉郎尚芳

大嶋榮作佳寿

猪俣龍太郎繁正

石川容次郎龍澄

棟方正次郎貞一

平田完作克一

内藤吉郎太昌保

佐藤喜一郎長軌

小山内久藏唯直

津輕文八郎清温

浅利直之助均正

小友春彌貞朝

野呂市太郎景永

桑田忠藏建正

荒木関勇馬兼泰

太田常吉慶知

長尾鉄太郎義連
梶川貞司基武
中館喜十郎常貞
吉田周吾正直
外崎助市行正
廣田龍八郎清一
内藤鉄太郎祐久
佐田正之丞庸直
佐田吉之丞庸安
石田酉藏成安
成田幾之進重邑
橋本直太郎永憐
岩淵熊作繁則
野呂良司景長
小友勝次郎貞久
佐田直之助庸平
佐藤市彌直次
成田忠次郎武邑

八木橋幸右衛門景秀

榊 永次郎貞則

一戸禮藏宗詮

外崎傳八則成

神 豊松貢正

石岡八郎庸武

市川榮作久次

浅利八郎均虎

浅利金五郎均廣

一百貳人

注 句点を施しているが原文の通りである。

(1) 穎悟えいご。さどくかしこいこと。

(2) 陽。十月の稱。

(3) 常井直則。常井喜三兵衛尉則直の事。『奥富士物語』「卷四下」に「御神社様御世、三代信政林崎居合之術者常井喜

三兵衛尉則直と云人被召抱。禄は二百石賜、御役御手廻 御馬廻とかや。(以下略)」とある。

(4) 田宮三之助。田宮三之助朝成の事。号は常快。元禄十五年四月廿九日死去。『武芸流派大事典』(既出)「田宮流」の項参照。

(5) 推服。尊び従うこと。

(6) 念。廿の字に用いる。

(7) 疆毅。強毅(つよいこと)。

(8) 肄業。業をならうこと。

(9) 額顛。頭上(うわ)やうやく(やく)く。大中・小の木刀三本を掲げ、本文と同一撰文を記した大きな額が弘前市龍負山京徳寺にある。

(10) 報本。ものの根本の恩に報いること。

(11) 冥助。神佛のまもり。

(12) 難違。はばかりたがい。

(13) 率。おくむね。

(14) 驚駘。歩みのおそい馬。にふいものを云う。ここでは楚辞として使っている。

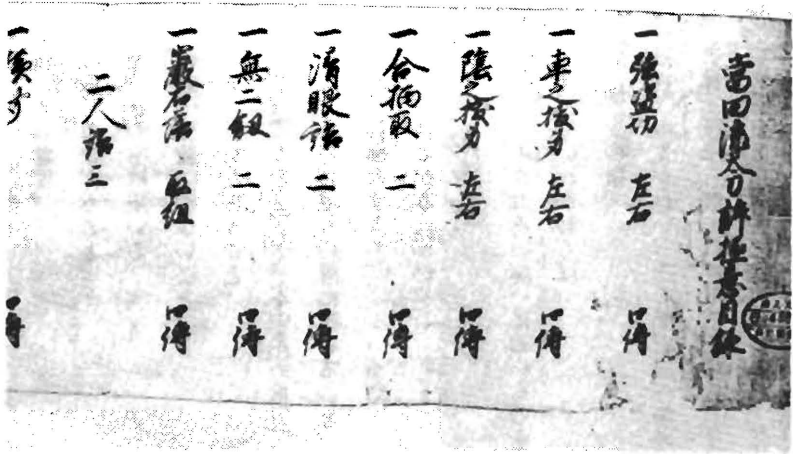
(15) 庶幾。こいねがわくば。

(16) 爾祖。汝の祖。

(17) 聿修。祖先を思い、その徳を述べ修めること。

(18) 厥徳。厥は「其」に同じ、その徳。

(19) 川村直良。川村善之進直良のこと。弘前藩の生んだ秀才。儒者、漢詩人。嘉永、安政年間、江戸の昌平黉に遊学、佐藤一斎、安積良斎、若山宗吉に師事し、弘文館詩文掛となり幕府から扶持を受ける。安政五年帰



写(7) GK-789-39『當田流太刀許極意目錄』の初めの部分。

弘前市立弘前図書館蔵

国して津輕藩校稽古館の学士となる。第十二代藩主津輕承昭公の詩作の師。文政九―明治元（一八二六―一八六八）四三歳病没。

5、当田流傳書 弘前市立弘前図書館蔵

(1)、GK-789-39『當田流太刀許極意目錄』

- 一、強盜切 左右 口傳
- 一、車之抜身 左右 口傳
- 一、陰之抜身 左右 口傳
- 一、合柄取 二 口傳
- 一、清眼詰 二 口傳
- 一、無二劔 二 口傳
- 一、巖石落 取組 口傳
- 二人詰 三 口傳
- 一、横聞 口傳

一、從人

口傳

一、無相見

口傳

鑓留 二

一、捨身劍

口傳

一、雷必劍

口傳

管鑓 五

一、諸管

口傳

一、丸橋

口傳

一、車劍

口傳

一、劍當

口傳

一、遊乱

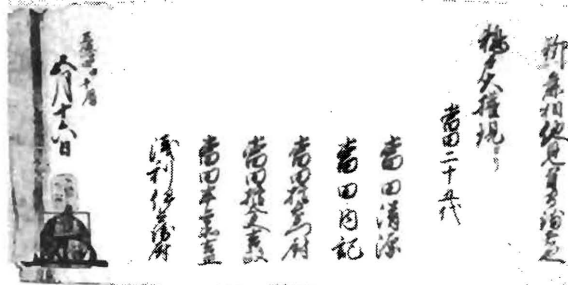
口傳

以上

此一卷別而雖為秘事不淺御執心之間
令相傳早 聊鹿相他見有間鋪者也

(2) GK 789-40 『當田流太刀中極目録』

- 一、外設 七 口傳重々
- 一、朽木倒 口傳
- 一、鎧倒 口傳



写(8) 奥書きの部分 弘前市立弘前図書館蔵



写(9) 『當田流太刀中極目録』の初めの部分 弘前市立弘前図書館蔵

鶴戸大権現ヨリ^(写8)

當田二十五代

當田清源

當田内記

當田權右衛門尉

當田權太夫吉政

當田半兵衛尉吉正

淺利伊兵衛尉

正徳四甲手曆(一七一四)

五月十六日

源均祿朱印花押

一、飛違
口傳

一、鏢擢
口傳

一、柄取
口傳

一、玉簾
口傳

一、踏入
口傳

一、一足不去
口傳

一、蜻蜓
口傳

一、霞變
口傳

一、散シ
口傳無量
八

此一卷別而為秘事之間 聊籠相

他見有間鋪者也

鵜戸大権現ヨリ

當田二十五代

當田清源

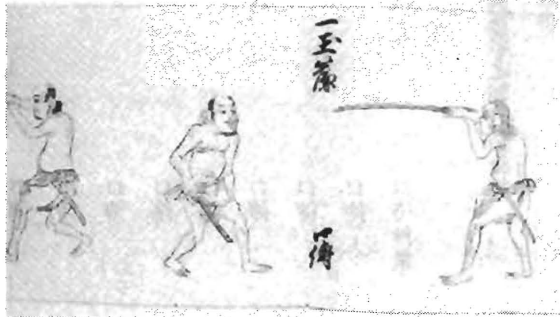
當田内記

當田権右衛門尉



写(10) GK-789-44『當田流太刀中極目録』(寛延2年-1749)の組太刀「玉簾」写(11) 同目録(正徳4年-1714)の組太刀「玉簾」の絵との比較のため掲載した。

弘前市立弘前図書館蔵



写(11) GK-789-40『當田流太刀中極目録』(正徳4年-1714)の組太刀「玉簾」

正徳四甲午曆(一七二四)
五月十六日

源均禄朱印花押

當田 權太夫吉政
當田 半兵衛吉正
浅利 伊兵衛尉

(3)、
GK-789-44『當田流太刀中極目録』

注、この目録の前半は切れている。

目録名は比較によって特定した。

- 一、鐔擢 口傳
- 一、柄取 口傳
- 一、玉簾 (写10(写11)) 口傳
- 一、踏入 口傳
- 一、一足不去 口傳
- 一、蜻蜒 口傳

一、霞變

口傳

一、ちらし 八

口傳無量

鵜戸大権現ヨリ(写)

當田清源

當田内記

當田権右衛門尉

當田権太夫吉政

當田半兵衛吉正

浅利伊兵衛尉

成田兵右衛門總恒

堀口安兵衛

寛延二己巳年(一七四九)

八月廿八日

朱印花押

八木橋八次郎殿



写(12) GK-789-44『當田流太刀中極目録』(寛延2年-1749)の奥書きの部分。

弘前市立弘前図書館蔵

(4)、GK-789-41『當田流太刀裏目録』(写13)

一、合位

口傳

一、波返

口傳

一、芝返

口傳

一、波割

口傳

一、有二劔

口傳

此一巻別而為秘事之間 聊麁相
他見有間敷者也

鶴戸大権現ヨリ

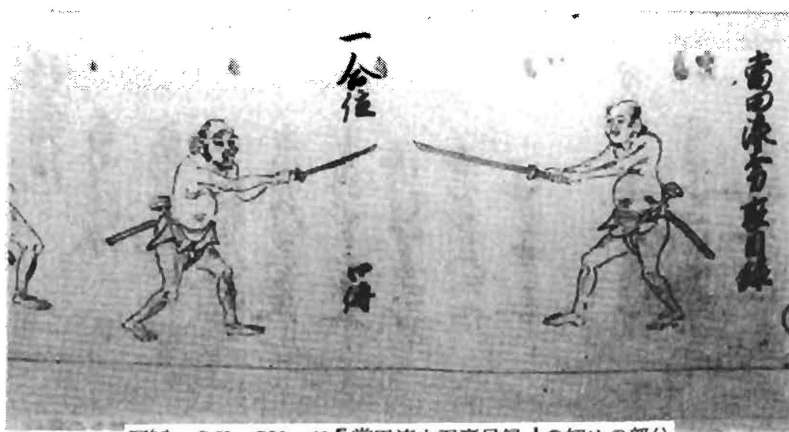
當田二十五代

當田清源

當田内記

當田権右衛門尉

當田権大夫吉政



写03 GK-789-41『當田流太刀裏目録』の初めの部分
弘前市立弘前図書館蔵

(5)、GK-789-42『當田流太刀表目録』

注、前半が切れ目録名が不明、また最初の項が不明であったが『青森県剣道史』(七〇頁)より特定した。虫害、破損、も大きい。

- 一、諸上 口傳
- 一、擢込(写14) 口傳
- 一、合車 口傳
- 一、合陰 口傳
- 一、糊付 口傳

正徳四甲午曆(一七一四)

五月十六日

源均禄朱印花押

當田 半兵衛吉正
浅利 伊兵衛尉



写04 GK-789-42『當田流太刀表目録』「擢込」以前は切れている
弘前市立弘前図書館蔵

此一巻別而為秘事之間 聊鹿相
他見有間敷者也

鵜戸大権現ヨリ

當田二十五代

當田 清源

當田 内記

當田 権右衛門尉

當田 権太夫吉政

當田 半兵衛吉正

浅利 伊兵衛尉

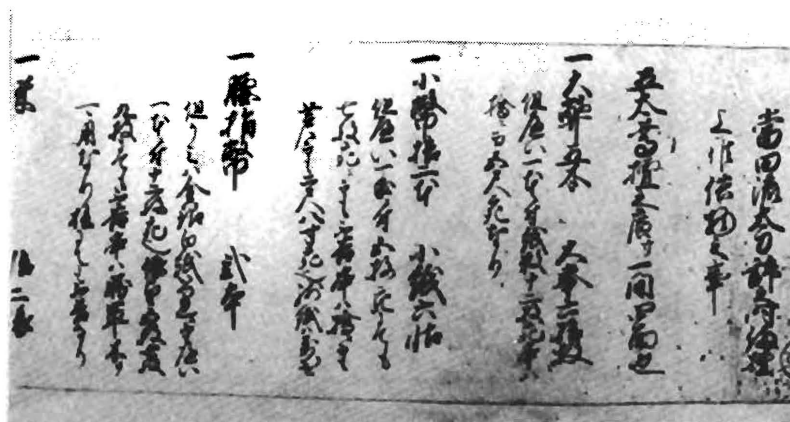
正徳四甲午曆(一七一四)

五月十六日

源均祿朱印花押

(6)、GK-789-43『當田流太刀許之時備壇上候供物之事』
(写15)

五太尊壇之廣サ一間四面也



写(15) GK-789-43『當田流太刀許之時備壇上候供物之事』初めの部分
弘前市立弘前図書館蔵

一、大幣 五本 大奉三拾枚

但遍ハ一本ニ付紙數十二枚宛 串ハ
檜ニ而五尺宛なり

一、小幣 拾二本 小紙六帖

但遍ハ一本ニ付五枚ニ宛にても

七枚宛ニ而も不苦 串ハ檜ニ而も

芦ニ而も二尺八寸宛也 残紙ハ萬ニ遣

一、腰指幣 式本

但かミハ金銀白紙いつれニ而も遍ハ

一本ニ付十二枚宛也 依望五枚七枚

九枚にても不苦 串ハ勝軍木ヲ¹⁾

可用なり 檜にても不苦なり

一、米 拾二俵

一、錢 拾二貫

一、小紙^{(二がみ)⁽²⁾} 拾二束

一、壇布 白木綿二反

一、水引⁽³⁾ ぼけ二反⁽⁴⁾

一、疊 拾二枚

一、こも 長七尺 拾二枚

幅三尺五寸

一、麻いと 拾二むすひ

一、丸鏡 一面

一、きうび⁽⁵⁾ 十三内 内一ツと
うかい皿台⁽⁶⁾

一、茶碗 十二

一、とうかい 二つ 内一ツハ下
うけ

一、大打 五枚

一、扇子 三本

一、ござ 二枚

一、ひしゃく 一本

一、水桶 一ツ

但高一尺六寸 指渡も一尺六寸なり

一、かいげ⁽⁷⁾ 一ツ

一、ゆかた 二ツ

一、手拭 二筋

一、三尺手拭 二筋

但長サ七尺宛なり

- 一、唐竹 拾二本
- 一、大板付釘 二十本
- 一、繩 二十尋
- 一、礼銀 拾五枚
- 以上

右之通相調可申者也(写16)

當田清源ヨリ六代

浅利伊兵衛尉

正徳四甲午曆(二七二四)

五月十六日

源均禄 花押

注(1) 勝軍木。勝男木かつおぎのこと。鏗木とも書く。宮殿

・神社などの棟木の上にならべ飾りつけた木。

(2) 小紙。雑用紙。下級の紙。

(3) 水引。神前の上部に横に細長く張り廻らす幅

の狭い幕のこと。



写(16) 写(15)の奥書きの部分 弘前市立弘前図書館蔵

- (4) ぼけ。淡紅色、桃色。
- (5) きうび。急火。強い灯のこと。
- (6) とうがい。灯蓋。灯火の油皿。
- (7) かいげ。搔筥。匙筥。湯や水を汲むのに用いる小桶。片手桶。

(7)、GK-789-70『當田流棒極意之卷』(写17)

夫れ棒の水源を尋ぬるに、本来刃のなきものなり。故に心得悪敷時は得利事なく、偏振盲目杖に似たり。然るに當田流棒六尺三寸也。半棒の時は三尺三寸五分の棒先に三尺一寸五分の鍍を付ケ、玉目三十六文目の鐵(てつ)の玉を付る也。右いづれも前後左右自由に取り廻し、能く隨身時は六尺三寸の間より敵近よる事あたはず。然る時に其の利はかりなき事也。若し敵六尺三寸の間よりちかく寄る時は、尚以て利有り。第一敵の轉變に随て得利事、秘中の秘也。



写(17) GK-789-70『當田流棒極意之卷』の初めの部分

弘前市立弘前図書館蔵

一、実之棒

一、忍之棒

一、蜻蜓返シ

一、飛乱

一、悪まくり

半棒之大事

一、白刃取

鍵留之大事

一、打留

一、捨留

一、大車

一、極意口上之事

一、外物之事

口傳

口傳

一、無量口傳之事 口傳

迷故三界城 悟故十方空

本来無東西 何所有南北

右当田流棒之極意別而雖為秘事被遂稽古依御執心深相傳之卷物令授与訖 自今以後望仁於有之者可有御指南者也 御許狀如件

鶉戸大権現 (写18)

当田二十五代

当田清源

当田内記

当田権右衛

当田権大夫

当田半兵衛

浅利伊兵衛

正徳五乙未曆(一七一五)

十一月三日 源均祿 朱印花押



写(18) 写(17)の奥書きの部分

弘前市立弘前図書館蔵

(8)、GK 1789-72 『當田流棒表之目錄』
(写19)

一、打搦

一、袖下

一、こひん両流シ

一、芝返シ

一、肘流シ

此一巻別而雖為秘事 依御執心不淺 令相傳早
聊僊相他見有間敷者也

鵜戸大権現

當田二十五代

當田清源

當田内記

當田権右衛門

當田権大夫



写(19) GK-789-72 『當田流棒表之目錄』初めの部分
弘前市立弘前図書館蔵

當田半兵衛

浅利伊兵衛

正徳五乙未曆(一七一五)

十一月三日

源均祿 朱印花押

(9)、GK-789-71『當田流棒裏之目錄』(与20)

一、ゑり巻

一、小手流シ

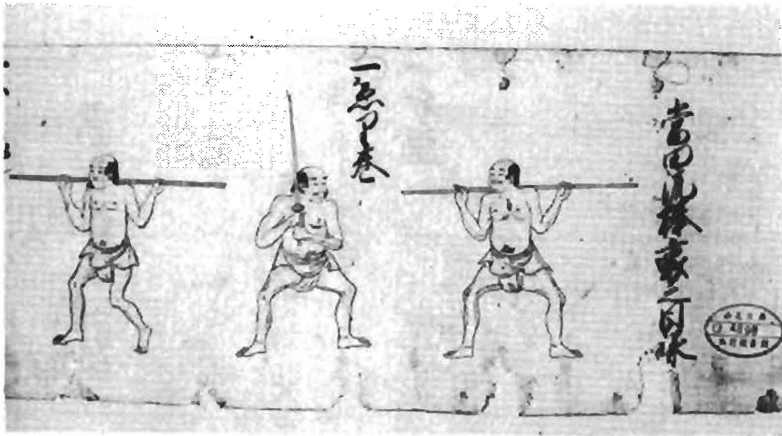
一、車返シ

一、五月雨

一、小手搦

此一巻別而雖為秘事 依御執心不淺 令相傳早
聊鹿相他見有間敷者也

鵜戸大権現



写(2) GK-789-71『當田流棒裏之目錄』初めの部分
弘前市立弘前図書館蔵

當田二十五代

當田 清源

當田 内記

當田 権右衛門

當田 権太夫

當田 半兵衛

浅利 伊兵衛

正徳五乙未曆（一七一五）

十一月三日

源均禄 朱印花押

6、『奥富士物語』卷四下」より抜き書き（本書の二頁注(3)参照のこと。）

一、御靈社様御世寛文頃之儀にもや。当田流嫡伝之達人当田半兵衛古と言人被召抱。此人親は松田何某と申由、阿部正豊後守様家中と云。其頃半兵衛儀は松田甚五兵衛と申、其後彼御家浪人にや。江戸にて慶安之逆意由比、丸橋か徒といへり。然るに由比、丸橋御誅罰之後、御糾問の処、半兵衛儀御申訳相立此時阿部家出る。其後奥仙臺を暫徘徊シ、夫より御国に入り来り、此節に御家被召出と也。是当田正清元五代之嫡傳にして、故に松田を改而当田氏にして御奉公也。

或人云、当田劔術神代之神流にして、殊に半兵衛は一統無雙之達者也。然其氣随我儘之人物にて、可惜差たる御用ひにも不奉逢、元禄初（万徳集に元禄七年十一月十五日七拾才余にして病死、其廟跡最勝院に有之由伝）極老にして

死去と云。且渠か門人餘多之内に、浅利伊兵衛均禄其術衆に秀、唯受一人の印可是に傳ふ。均禄他邦迄も其名譽を顯し、上手と申て名人とも可謂と、此人其業用及一身の始末万徳集に巨細なり。且右劔術並管槍術、棒術、新夢想流居合共に師範。

師傳 当田半兵衛正吉、浅利伊兵衛均禄、同万之助均実一戸三之助宗明より返伝

同万之助均緒、同万之助均豊平沢清太左衛門次往より返伝と言

当田半兵衛一子長之助家督相続して御奉公之処、後乱心に相成、其子兩人を刺殺し、自分生害して家断絶といふ。

亦云、正徳、享保頃歿、御小姓組相勤、当田場左衛門白石宿御徒町乱心にて自害断絶に及ふ。

世に伝慶安四卯年七月廿十五日、由比正雪駿州にて自害年五十六歳。同八月廿十七日、丸橋忠弥武州鈴ヶ森にて獄門に被行年四拾五歳。

○浅利均禄門弟子数多シ内、一戸三之助宗明得其宗ヲ神伝唯受一人之印可渠傳し、其外免許之面々多と也。世々名々伝ふ所、成田兵右衛門総恒、山形半十郎茂倫、笠井伝右衛門定勇、渡辺次大夫利吉、小野武右衛門某、佐藤又兵衛行尚と云。

平沢次往清太左衛門、始御中小姓、後御手廻。万之助均実高弟にて、当流して志士均実孫万之助均豊に返り伝授したる人なり。老年にて寛政七年死。言、先師伊兵衛六拾八歳にして死去候得共、嫡万之助に直伝無之故、死去三年歿にして一戸三之助より許を伝ふ。此節諸事手伝は佐藤平内後又兵衛、といふ、小野武右衛門市郎右衛門弟勤之、且其後不幾年して印可返シ授之所、惜哉旁故障而此時に至而嫡伝之奥秘永く、及絶転候。尤唯受一人神伝授故不中其機に雖沈絶と不

伝、流儀は從往古之雖意たりと、嫡々伝統不違義なり。尤万之助不其器と、三之助か見切殆と無余義当流の不幸と可謂ッ。

或時御家老棟方右衛門殿万之助に上之御意を伝へて云。当田流印可は加賀宰相殿家中伝有之、御自分加州に罷登り可伝受と御内意之趣を以伝ふ。万之助難有奉畏候。即師三之助江其御旨々伝へしに、三之助嘲笑して言、当田嫡伝之印可何国にも有と言は、千万金を蒔散しても伝へ給へ。抑当田は三流有、嫡流と山崎当田兼牧当田也。

右兼牧山崎か両流、加州の御家に三四千石宛之以高知を干今師範斗に而あり。早々被參庶流の印可を伝へ給へとや。碎心して嘯居れりとかや。万之助右之躰を棟方氏之伝之間夫も無用之事に成て止ぬ。

其後又如何様の被致にや。御家老大道寺宇左衛門殿、隈部伊織殿相謀、隈部広豊与力笠井伝右衛門を以三之助に被申様、近頃乍(そと)骨當田流之印可一覽致度旨無余義申入所、三之助承り、一入御易御事御卷御覽之上太刀壱本も御工夫有は、無上至極なりと云て、箱入之巻物伝右衛門に渡之、伝右衛門則達、大道寺繁札隈部広豊是を被閱するに、只(のみ)物耳にして文意少も無之、秋毫も、其手懸り無之と。桐之箱入、水晶の軸、綿の表具、巻物之結構感る斗無他事。翌日早速に又伝右衛門をして厚く被及謝礼返せしと云。

本より図式一通之義は浅利家には悉く持伝へり。唯其仕業のみ三之助壱人に修めて空敷口と共に靡朽せり。然るに須藤忠兵衛(初御馬廻後御目付)と云人万之助門弟たりしか、三之助に随て印可内伝と言事自身雖為口演、其実否を不知。勿論当万之助(均実孫也)に伝へたり共不聞と爾云。

世伝、(五代信友)玄桂院公にも彼伝絶なん事御惜被遊にや。或時に宗明(三之助)を被為召、万之助に皆傳可有条被命しに、此時にも兎や角を申上被止けると也。且業仕るは行義荒く随意之義古今不珍といへ共、此人又其質衆に過たり。(以下の「一戸三之助宗明」に関する記述は省略する。)

○明和二酉年（一七六五）頃当流師範家之家々分庶師伝嫡家は上に揚る。

一、浅利均禄、成田兵衛門総恒、戸田茂兵衛。

右総恒は、成田彦左衛門次男にして、新規御徒に被召出たる人と言。勝れたる術者之由。当時孫之亟御留守居支配たり父戸田茂兵衛御馬廻力。

一、浅利均禄、渡辺次太夫利吉、今左衛門寛満御馬廻支力此人宝蔵院槍術同師範す。此師伝桜庭又左衛門、清木村孫十

郎明照照明とも、堀口宇兵衛栄清。

一、浅利均禄、佐藤又兵衛行尚。

行尚初平内と言、御家老与力付竹森藤蔵行尚に伝へ雖師範す、三四年にして止。藤蔵御徒。

一、浅利均禄、山形半十郎茂倫、小山藤太四郎英貞、英貞後次郎太夫に改。初御家老与力、後御手廻番頭、故有て元文の項よりト伝流指南。

一、成田兵右衛門総恒、堀口安兵衛胤清初め、栄清、同安兵衛。

胤清宝蔵院槍術木村孫十郎明照伝を得て師範す。後に江戸御家中徳永可兵衛某、家伝南都鎌十槍流を伝て教諭す。当流と云胤清は対馬間右衛門御馬廻り二男の処、玄桂院公御代御徒に被召出、后御中小姓被命。此子安兵衛御留守居組安永二

巳年二月廿六日武道反候義に付断絶。

一、成田総恒、佐藤幾左衛門茂行。

茂行は玄桂院公禿童に被召出、当時御馬廻。

或人言、浅利均禄門弟之内、成田兵右衛門、小笠原万蔵、神勘太郎、長内作左衛門、是等は其術優れ、其頃当田之四天王と賞たる由。

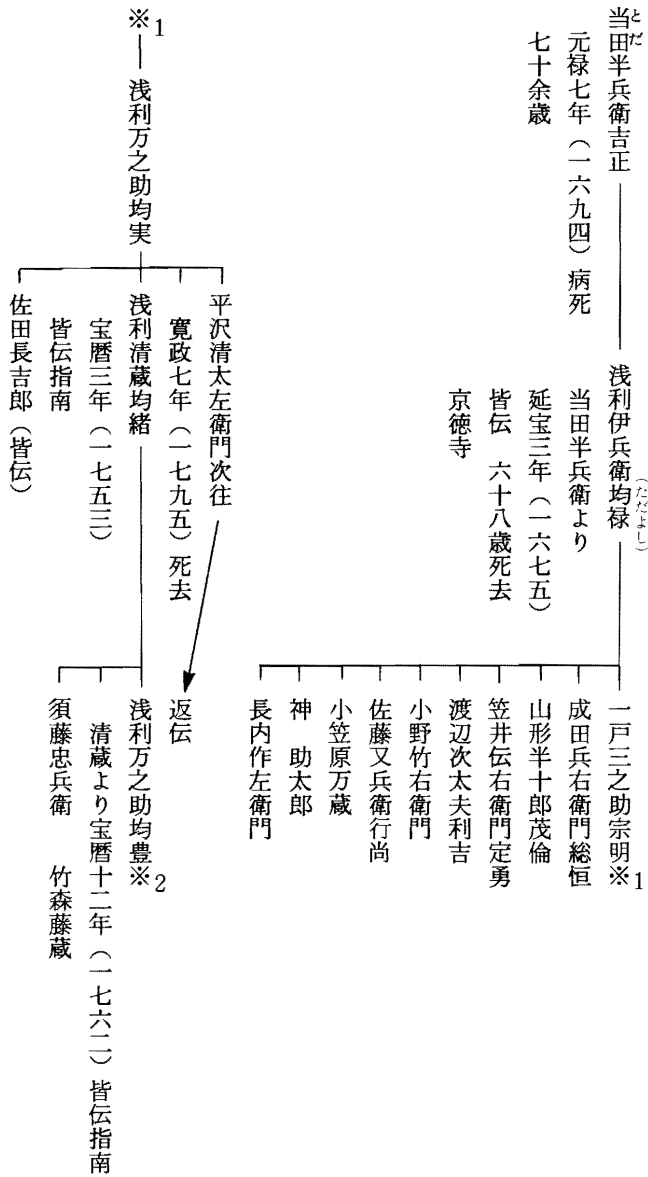
あとがき

弘前市立弘前図書館の所蔵する当田流剣術・棒術の伝書（卷子本）九点を紹介することができた。しかし、弘前藩における当田流が盛んであり、かつ、それだけ門弟数も多く、その子孫も居られると思われるのに、個人所蔵の伝書類に接することのできなかつたのは残念であった。散逸していると思われるが、この探索が今後の課題のひとつである。

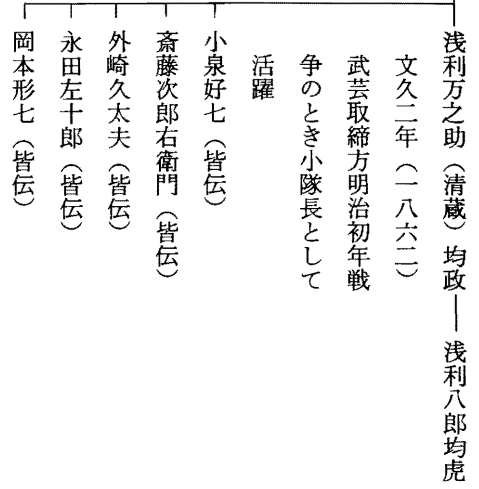
本稿に紹介した伝書は、「正徳四甲午曆五月十六日」の日付で「浅利伊兵衛均禄」より発せられて宛名のないもの、五点、「寛延二年己巳年八月廿八日」の日付で「堀口安兵衛（栄清）」より「八木橋八次郎」宛に授与したもの、一点である。他の三点は棒術の伝書であるが、何れも「正徳五年十一月三日」の日付で「浅利伊兵衛均禄」より発せられて宛名のないものである。前述したように、門弟数が多かつた割に少ない感じである。

この中で『當田流太刀許之時備壇上候供物之事』の一点は、「許」の時の儀式がかなり大掛りであったことを思わせる傳書で珍重である。

次に弘前藩當田流伝系を『要務秘鑑』『師役之部』や『奥富士物語』『卷四下』等から抜き出して整理したので紹介しておく。



※²



○成田兵右衛門総恒

